

# 資料 6

## 行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日  
閣 議 決 定

### I 独立行政法人の見直し関係

#### 2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

##### (1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ア 平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき厳しく見直し、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成17年11月14日政策評価・独立行政法人評価委員会)に沿った措置(概要は別表1のとおり)を講ずる。

これにより、

- ① 24法人は20法人に整理・統合(平成17年度末に中期目標期間が終了する法人は56法人あり、昨年はそのうち32法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56法人は42法人に整理・統合。)、
- ② 19法人の役職員の身分は非公務員化(昨年及び本年の見直しにより、51の特定独立行政法人中、44法人の役職員の身分が非公務員化。)される。

これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。

##### イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9法人)に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人(31法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

## Ⅱ 独立行政法人の人事費改革関係

### 4 総人事費改革の実行計画等

#### (1) 総人事費改革の実行計画

##### ア 公務員の定員の純減目標

###### ① 国家公務員の純減目標

政治的リーダシップの下、今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員(定員ベースで68.7万人)を5%以上、純減させる。

##### イ 給与制度改革等

###### ① 国家公務員給与

横並び・年功序列の公務員給与制度を抜本的に改革し、職務分類によるきめ細かな官民比較と職階差の大幅な拡大により真に職務と職責に応じた給与体系に移行するとともに、官民比較方法を更に見直すことにより、民間準拠をより徹底し、メリハリの効いた人件費削減を図る。

##### ウ その他の公的部門の見直し

###### ① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減と取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費(注)の削減を行うことを基本とする(日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。)。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

(注) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

- (ウ) 上記の(イ)の取組を踏まえ運営費交付金等を抑制する。
- (エ) 各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に關し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。

## 10 改革の推進

### (3) 「行政減量・効率化有識者会議(仮称)」の開催

今後、国の行政機関が行っている事務事業の削減に關し、有識者の知見も活用しながら、行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。このため、「行政減量・効率化有識者会議(仮称)」を開催し、当該会議に関する事項については、行政改革推進本部長が決定する。

また、「行政減量・効率化有識者会議(仮称)」は、「独立行政法人に関する有識者会議」等の機能を引き継ぐ。

## 平成18年における独立行政法人見直し検討スケジュール(案)

(総務省行政評価局 作成)

### 平成18年

- |        |   |
|--------|---|
| 1月以降   | ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会において、平成18年度における独立行政法人の業務の見直しの方針を検討  |
| 5月頃    | ・ 有識者会議に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会における見直し方針の検討状況を報告<br>(→有識者会議の御指摘を踏まえ、さらに検討)  |
| 6月頃    | ・ 独立行政法人の業務の見直しに関する政府としての基本的な考え方を取りまとめ  |
| 7月頃    | ・ 上記を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会としても見直しの方針を取りまとめ   |
| 8月末    | ・ 各主務大臣より、「見直し当初案」を提出   |
| 9月～11月 | ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会において、法人ごとに見直し内容を個別に審議<br>・ 有識者会議に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会における見直し内容の審議状況を報告<br>(→有識者会議の御指摘を踏まえ、さらに検討) |
| 11月中旬  | ・ 「勧告の方向性」を取りまとめ、各主務大臣に通知   |
| 12月    | ・ 政府・行政改革推進本部の議を経て、各主務大臣が見直し内容を決定   |

## (行政改革の重要方針の別表1)

【別表1】

主務府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性の主な内容		
		組織形態	役職員の身分	事務及び事業
内閣府	駐留軍等労働者労務管理機構	一	一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合</li> <li>・組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減</li> </ul>
総務省	情報通信研究機構	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の統合、地方拠点の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減</li> <li>・研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化</li> </ul>
財務省	酒類総合研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進</li> <li>・鑑評会の業界団体との共催等による実施</li> </ul>
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化</li> <li>・長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止</li> </ul>
	国立国語研究所	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国語研究事業を基幹的調査研究と喫緊課題対応型調査研究に再編・整理</li> <li>・日本語教育事業を国語研究の成果等を活用したものに再編・整理</li> </ul>
	国立美術館	一	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化</li> <li>・研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化</li> </ul>
	国立博物館	統合	非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2法人の事務・事業の一体的実施</li> <li>・地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化</li> </ul>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所			<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化</li> <li>・国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減</li> </ul>

農林水産省	農林水産消費技術センター	統合	—	・ 3法人の事務・事業の一体的実施 ・ 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営
	肥飼料検査所			
	農薬検査所			
	種苗管理センター	—	非公務員化	・ 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止 ・ 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化
	家畜改良センター	—	非公務員化	・ めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止
経済産業省	林木育種センター	森林総合研究所と統合	非公務員化	・ 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施 ・ 新品種開発等の対象樹種の重点化
	水産大学校	—	非公務員化	・ 専攻科の規模縮小
国土交通省	経済産業研究所	—	— (注)	・ 法人の任務の明確化及び研究領域の重点化 ・ 経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施
	工業所有権情報・研修館	—	非公務員化	・ 法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化
環境省	建築研究所	—	非公務員化	・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	交通安全環境研究所	—	非公務員化	・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化 ・ リコール関係業務の充実・強化
	海上技術安全研究所	—	非公務員化	・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	電子航法研究所	—	非公務員化	・ 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化
	航空大学校	—	非公務員化	・ 教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化
環境省	国立環境研究所	—	非公務員化	・ 関係機関との連携の在り方も視野に入れた業務見直しを前提とする研究の選択と集中

(注) 設立当初より特定独立行政法人以外の独立行政法人（非公務員型）

## 参考

## 中期目標期間終了時別・所管府省別独立行政法人等

未定稿

府省名	18年度	19年度		20年度	
		政策金融関係法人	その他	政策金融関係法人	その他
内閣府 (3)	○北方領土問題対策協会	○国民生活センター			○沖縄科学技術研究基盤整備機構
総務省 (2)	○国際協力機構 ○国際交流基金		○統計センター ○平和祈念事業特別基金		
外務省 (2)					
財務省 (4)	○国際協力機構 ○国際交流基金		○造幣局 ○国立印刷局 ○通關情報処理センター ○日本万国博覽会記念機構		
文部科学省 (14)	○教員研修センター ○科学技術振興機構	○日本私立学校振興・共済事業団 (助成事業)	○日本学術振興会 ○理化学研究所 ○宇宙航空研究開発機構 ○日本スポーツ振興センター ○日本芸術文化振興会	○日本学生支援機構 ○国立大学財務・経営センター ○日本学術振興会 ○理化学研究所 ○宇宙航空研究開発機構 ○日本スポーツ振興センター ○日本芸術文化振興会	○海洋研究開発機構 ○国立高等専門学校機構 ○大学評議・学位授与機構 ○メディア教育開発センター ○労働者健康福祉機構 ○国立病院機構 ○医薬品医療機器総合機構
厚生労働省 (9)	○労働政策研究・研修機構 ○雇用・能力開発機構	○福祉医療機構 ○雇用・能力開発機構	○勤労者退職金共済機構 ○高齢・障害者雇用支援機構 ○国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
農林水産省 (4)	○農林漁業信用基金 (注3)	○農林漁業信用基金 (注3)	○農業者年金基金 ○森林資源機構	○農畜産業振興機構 ○農業者年金基金 ○森林資源機構	○中小企業基盤整備機構 ○都市再生機構
経済産業省 (7)	○日本貿易振興機構 ○原子力安全基盤機構	○新エネルギー・産業技術総合開発機構 ○清掃処理推進機構 ○石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○奄美群島振興開発基金 (注3)	
国土交通省 (9)	○自動車検査 ○自動車事故対策機構	○鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○国際観光振興機構 ○水资源機構 ○空港周辺整備機構 ○海上災害防止センター		○都市再生機構
環境省 (1)					○環境再生保全機構
合計	9(1)			31(9)	14(4)

(注1) 下線\_\_\_\_\_は政策金融関係法人引き続き現存も実施している法人、下線\_\_\_\_\_は政策金融関係法人について既に終止され又は終まっている法人である。

また、合計欄のかっこ内は、政策金融関係法人を引き続き現存も実施している法人(下線\_\_\_\_\_)を付した法人の数(内数)である。

(注2) 「19年度」、「20年度」の欄に掲げた法人については、平成17年度までに中期目標期間終了時の業務見直しを実施した法人を除く。(注3) 財務省との共管。